

平成13年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（区役所）

(1) 市税の賦課に関する事務

イ 固定資産税等に関する事務

隣接する複数筆の土地を一体利用しているが、一画地として評価していない事例が見受けられた。 (垂水区市税課)

一画地として評価すべきである。

措置内容

15年度より、一体的に利用されている画地として再評価し、処理した。

地方税法第403条によると、固定資産の価格の決定にあたっては評価基準に基づいて行うこととされているが、評価基準に定める画地計算法を誤って適用している事例が見受けられた。適正に評価すべきである。

(イ) 間口距離、奥行距離の計測が誤っている事例

(垂水区市税課)

措置内容

現地調査を行った結果、間口及び奥行の計測に誤りが認められたので、15年度より修正を行った。

(I) 不整形な土地は整形な土地に比べ利用に制約があるため、不整形地補正が適用されるが、不整形地であるのに不整形地補正が適用されていない事例 (垂水区市税課)

措置内容

現況を確認した結果、一体的に利用されている画地として、15年度より評価処理した。

居宅や事務所、倉庫等として使用されている建物につき、課税されていない事例が見受けられた。 (垂水区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

現地調査を行った結果、「家屋」として認定できる建物については、課税対象物件として、15年度より評価を行った。

償却資産については、1月1日現在所有している資産に対して課税されるが、前年1月1日以前に取得した資産が新たに申告された場合において、過年度分の課税がされていない事例が見受けられた。

(兵庫区市税課)

適正に課税するべきである。

措置内容

所有者に説明し、過年度分を課税することについて了解を得た。近日中に納税通知書を発送する。

(2) 収税に関する事務

地方税法第17条の2第1項によると、過誤納金が発生した場合、徴収金(本税及び延滞金)に未納があれば充当しなければならないが、充当せずに還付している事例が見受けられた。

(東灘区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後はこのようなことがなきよう適正に事務処理に努めます。

平成13年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（保健福祉局・区役所）

(4) 財産管理に関する事務

土地の管理について、使用貸借契約の契約期間が満了しているにもかかわらず、契約を更新しないまま使用させている事例が見受けられた。 (保健福祉局高齢福祉課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

契約を更新する措置を講じた。